

参考資料

1 剥離剤による火災及び中毒事案の発生について

(1) 発生事例（火災）

橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により塗膜の除去作業を行っていたところ、火災が発生し、死傷者複数名を出したものの。既存の塗膜に鉛や塩素化ビフェニル（PCB）等の有害物質が含まれるため養生をしており、かつ換気設備は稼働していなかったため、気化した剥離剤が滞留しやすく、また、塗膜くずも堆積した状況になっていた。

(2) 発生事例（中毒）

ア 屋内での床のタイルカーペットの張替工事の際、ジクロロメタン含有の建築物用剥離剤によりカーペット撤去後に残った古い接着剤の除去作業を行っていたところ、中毒となり、意識を失った。災害当時、換気扇を付けておらず、また、防毒マスクを着用していたが破過していた可能性が高い。

イ 橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により桁の塗膜の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明や足下がおぼつかなくなった。災害当時、全体換気はなされており、また、防護服及び電動ファン付き呼吸用保護具を着用していた。

ウ 鉄筋コンクリート造の校舎解体工事において、石綿含有の外壁材に剥離剤（成分不明）を吹き付けて除去作業中、5名が体調不良となり、腕や背中にも化学やけどを負った。呼吸用保護具を着用していた。

エ 橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により桁の塗膜の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸用保護具の着用状況は不明。

オ 作業足場において剥離剤（成分不明）を用いて塗膜除去作業中、剥離剤の揮発蒸気を吸引して一時的に意識障害に陥り、足場から転落した。また、転落時に剥離剤の容器を倒し、中に入っていた剥離剤を浴びて化学やけどを負った。

カ 橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジルアルコール含有の鋼構造物用剥離剤により桁の塗膜の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶

の破過時間の管理を行っていなかった。

キ 橋梁塗装工事において、防災シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジルアルコール含有の鋼構造物用塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。

ク 橋梁塗替塗装工事において、閉鎖された空間内でベンジルアルコール含有の鋼構造物用塗膜剥離剤の吹き付け作業を行っていた作業員が死亡し、救出に当たった複数の者も中毒症状を呈した。いずれの者も防護服及び防毒マスクを着用していた。